

# 東京都生物多様性地域戦略庁内推進会議設置要綱

5環自計第226号

令和5年5月30日

## (設置)

第1条 生物多様性基本法第13条に基づく法定計画である東京都生物多様性地域戦略に基づく都の取組を全庁的に推進するため、東京都生物多様性地域戦略庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

## (議事事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を議事とする。

- (1) 東京都生物多様性地域戦略やこれと関連する計画、施策等の推進に関すること
- (2) その他必要と認める事項

## (推進会議の構成)

第3条 推進会議は、座長、委員をもって組織する。

- 2 座長は、環境局自然環境部長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1の職にある者をもって充てる。

## (推進会議の開催)

第4条 推進会議は、座長が招集する。

## (部会)

第5条 座長は、第2条各号に係る事項のうち特定の事項について検討、調整、確認等を行うため、関係する委員が所属する局等の関係課長(以下「関係課長」という。)で構成する部会を設置することができる。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、関係課長の中から座長が指名する。
- 4 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 部会長は、関係課長のほか必要と認める者を部会に加えることができる。
- 6 部会長は、関係課長(前項の規定により部会に加えられたものを含む。)のうちから副部会長を指名し、職務を補佐させることができる。

## (庶務)

第6条 推進会議の事務局は、東京都環境局自然環境部計画課とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、部会に関する事務は、部会長が所属する局部課において処理する。ただし、部会長が必要と認めるときは、複数の局部課において事務を共同して処理することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、事務局において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月30日から施行する。
- 2 生物多様性地域戦略の改定に向けた庁内検討会設置要綱（令和4年4月1日4環自計第21号）は廃止する。

別表 1 生物多様性地域戦略庁内推進会議構成員

〈座長及び委員〉

座長	環境局	自然環境部長
委員	環境局	生物多様性担当部長
委員	環境局	環境政策担当部長
委員	環境局	気候変動対策部長
委員	環境局	環境改善部長
委員	環境局	資源循環推進部長
委員	環境局	多摩環境事務所長
委員	政策企画局	計画調整部長
委員	子供政策連携室	総合推進部長
委員	スタートアップ・国際金融都市戦略室	戦略推進部長
委員	総務局	企画担当部長
委員	財務局	経理部長
委員	主税局	総務部長
委員	生活文化スポーツ局	企画担当部長
委員	都市整備局	企画担当部長
委員	住宅政策本部	企画担当部長
委員	福祉保健局	企画担当部長
委員	産業労働局	企画調整担当部長
委員	建設局	企画担当部長
委員	港湾局	企画担当部長
委員	交通局	企画担当部長
委員	水道局	企画調整担当部長
委員	下水道局	企画担当部長
委員	教育庁	教育政策担当部長

〈事務局〉

東京都環境局自然環境部計画課